

当院介護保険サービスをご利用の皆様へ

10月1日より居住費と食費が患者様・ご利用者様の自己負担になります

介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成17年10月1日より当院の介護保険適用病床(ショートステイを含みます)での居住費と食費は、介護保険からの給付対象外となり、介護保険適用病床に入院されている患者様のご負担になります(「・・・・・・・・」平成17年〇月〇日厚生労働省告示第〇〇号)。また、通所リハビリテーションでの食費につきましても同様にご利用者様のご負担になります。なお、医療保険適用病床に入院されている患者様の居住費と食費は、従来通り医療保険から給付されます。

居住費・食費が自己負担となった理由

今回、介護保険法の一部を改正する法律の施行により、国が居住費および食費を自己負担としました根拠として、在宅と施設での負担の公平性を図ることが挙げられています。現在、在宅サービスをご利用の方の居住費や食費は自己負担ですが、施設ではその大部分が介護保険から給付されることから、在宅よりも自己負担が少なくなることが指摘されています。また、施設に入院(入所)している方の多くは介護保険からの給付と同時に年金の給付も受けています。年金は本来、居住費や食費などの生活を賄うためにあるため、年金給付と施設での介護保険からの給付との重複を避けるという視点もあります。

国はこうした不均衡を是正するとして、今回の介護保険法の一部改正により、10月1日から介護保険施設(ショートステイを含みます)の居住費および食費、デイサービスなどの通所系サービスの食費については、自己負担としました。

当院の居住費について

現行制度では介護保険から給付されていますが、10月1日からは室料と光熱水費に相当する費用が入院患者様(ショートステイのご利用者も含みます)のご負担になります。ただし、多床(2人以上)室の場合は、光熱水費相当分のみのご負担です。お部屋の種類により、1日あたり以下の料金をご負担いただくことになります。

居住費

◆個室	1日につき	〇〇〇〇円(非課税)
◆多床(2人以上)室	1日につき	〇〇〇〇円(非課税)

また、これまで患者様・ご利用者様の希望により、ご負担いただいていた特別な室料につきましては、上記の居住費に含まれない追加費用として以下の通りご負担いただくことになります。

特別な室料

◆個室	1日につき	〇〇〇〇円(消費税込)
◆2人室	1日につき	〇〇〇〇円(消費税込)

当院の食費について

現行制度では介護保険から給付されており、一部負担金を患者様からご負担いただいておりますが、10月1日からは食材料費と調理にかかる費用が入院患者様(ショートステイ、通所リハビリテーションのご利用者も含みます)のご負担になります。当院で定める以下の料金をご負担いただくことになります。

食費

◆介護保険適用病床の入院患者様(ショートステイのご利用者様を含む)	1日につき	〇〇〇〇円(非課税)
◆通所リハビリテーションのご利用者様	1回につき	〇〇〇円(非課税)

なお、当院が提供するお食事は、医師及び管理栄養士が管理にあたり、個々の入院患者様(ご利用者様)の栄養状態、健康状態に応じて食事を提供するとともに栄養ケアにも取り組んでいます。この栄養管理にかかる費用については、9割が介護保険から給付されます。

居住費・食費の補足給付(特定入所者介護サービス費)が開始されます

居住費・食費に関して、一定の要件に該当される方に対し、居住費・食費の負担が軽減される制度が10月1日から開始されます。具体的には入院患者様およびショートステイのご利用者様の該当する利用者負担段階(第1段階から第3段階)に応じて、居住費及び食費の負担限度額が定められ、実際に要した居住費及び食費との差額が補足給付(特定入所者介護サービス費)として支給されます。それぞれの利用者負担段階に応じた負担限度額は以下のとおりです。なお、この補足給付は当院介護保険適用病床の入院患者様とショートステイのご利用者様のみが対象となります。(通所リハビリテーションは負担軽減の対象になりません)

この減額を受けるには、患者様の住所地がある保険者(市町村)に申請し、認定を受ける必要がありますので、該当される方は当院窓口〇〇〇〇までお申し出ください。

負担の目安

※基準は日額で定められていますが、目安として月額を表示しています。また、表中の「個室」はユニット型でない「従来型個室」を指します。

改正後の保険料段階	入院患者様、ショートステイご利用者様の 1月あたりの負担額の目安	
	居住費	食費
第1段階の方 市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	個室 15,000円 多床室 0円	個室・多床室ともに 10,000円
第2段階の方 市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	個室 15,000円 多床室 10,000円	個室・多床室ともに 12,000円
第3段階の方 市町村民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	個室 40,000円 多床室 10,000円	個室・多床室ともに 20,000円
第4段階の方 世帯に市町村民税課税者がおられる方	個室 50,000円 多床室 10,000円	個室・多床室ともに 42,000円

高額介護サービス費が改正されます

当院介護保険適用病床の入院患者様、ショートステイ・通所リハビリテーションのご利用者様が1か月にお支払いされた1割負担の合計額が一定の上限額を超えたときは、超えた分が申請により高額介護サービス費として市町村から払い戻されます。

今回、1割負担分の上限額が次の通り改正されます。(第2段階の方の負担上限額が、10月1日から引き下げられます。)
 ただし、この1割負担には、居住費や食費、その他の日常生活に係る費用は除かれます。

この制度を利用するには、患者様・ご利用者様の住所地がある保険者(市町村)に申請し、認定を受ける必要がありますので、該当される方は当院窓口〇〇〇〇までお申し出ください。

改正後の保険料段階 (上記の補足給付の区分と同じ)	入院患者様、ショートステイ・通所リハビリテーションご利用者様の 1月あたりの負担限度額(居住費・食費等は除く)	
	現行	10月1日から
第1段階の方	15,000円	15,000円
第2段階の方	24,600円	<u>15,000円</u>
第3段階の方		24,600円
第4段階の方	37,200円	37,200円

その他、ご不明な点や詳細につきましては、遠慮なく受付窓口までお尋ね下さい。

〇〇病院 院長〇〇〇〇

居住費及び食費の支払いに関する同意書（案）

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇病院介護療養型医療施設（短期入所療養介護、通所リハビリテーション）における居住費及び食費の負担に関して、以下の内容について施設（事業所）担当者による説明を受け、サービスを利用した場合に、施設（事業所）の定める料金を支払うことに同意します。

— 記 —

支払いに同意する箇所に〇印	料 金 の 内 容
	●居住費（個室）・・・1日あたり 〇〇〇〇円 〔積算根拠〕 ・施設建物の減価償却費 〇〇〇〇円 （減価償却期間は〇〇年で計算） ・光熱水費 〇〇〇円（※）
	●居住費（多床（2人以上）室）・・・1日あたり 〇〇〇円 〔積算根拠〕 ・光熱水費 〇〇〇円（※）
	●食費・・・1日（食）あたり 〇〇〇〇円 〔積算根拠〕 ・食材料費 〇〇〇円（※） ・調理にかかる費用 〇〇〇円（※）

（※）＝年間実績に基づいて設定しています。

平成 年 月 日

(説明者氏名 _____ 印)

利用者氏名 _____ 印

家族氏名 _____ 印

居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する ガイドライン

ガイドラインの意義

- ・利用者の方にお支払いただく「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることとなりますが、適正な契約が行われるよう、「居住、滞在及び食費の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

適正手続きのガイドライン

- ・利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- ・利用者の書面による同意（デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）を除く）
- ・居住費・食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載、施設内等への掲示

「居住費（滞在費）」の範囲等に関するガイドライン

「居住費」の範囲

- ・居住環境に応じて設定

「居住費」の水準を決めるに当たっての勘案事項

- ・施設の建設費用（修繕・維持費用を含む。公費助成の有無についても勘案すること）
- ・近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 など

「食費」の範囲等に関するガイドライン

「食費」の範囲

- ・「食材料費」＋「調理費」相当として設定

その他

- ・「特別な室料※1」と「特別な食費※2」は明確に区別すること
- ※1 利用者の特別な希望に基づく居住環境
（居室面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性など）
- ※2 利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など